平成29年10月定例総会

平成29年10月3日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成29年度第7回土佐清水市農業委員会定例会議事録

- 平成29年10月3日(火) 午前10時10分から11時30分 1.開催日時
- 2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室
- 3.出席委員(12人)

会長 4番 安田 芳秋 8番 上野 清吉 職務代理 1番 谷岡 孝也 2番 岡﨑 直正 3番 横山 保幸 5番 宮上 昌三 6番 山本 美加 7番 橘 なぎさ 9番 弘田 好希 10番 田邊 昌一 11番 池 俊伸 12番 中山 巖

- 4.欠席委員(0人)
- 5.議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について(2件) 議案第2号 その他の件について

6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長 二宮 眞弓 事務局長補佐兼農林水産課長補佐 上田 統夫 事務局員兼農林水産課主幹 伊藤 紀明

7.会議の概要

平成29年10月3日

それでは、ただ今から土佐清水農業委員会、10月定例総会を開催致します。 この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

局長より一言お願いします。

事務局長

早くから現地調査ありがとうございました。

また、後ほど事務局から新農業委員会制度について再度説明がありますので、その件もよろしくお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について(2件) 議案第2号 その他の件について

の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として、10番 田邊 委員 11番 池委員の 2名を指名致します。

最初に、議案第1号 非農地証明の審議について(2件) を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局(上田)

議案第1号 農地証明の審議については2件ありますが、別々に審議をお願いします。

まず申請番号14について、ご説明します。(議案書に沿って説明)。

1~2ページをご覧下さい。所有者は、申請地は記載の通りです。地目は畑です。ここは昭和の中頃まで畑として耕作していましたが、その後耕作放棄地となり山林化しました。昭和61年に申請者の父が隣地の山林と一緒に購入し将来の宅地化のために埋め立てて現在に至っています。2ページで分かりますようにセメントで囲っており、草木が生えています。

以上、非農地が妥当と認めますが、ご審議をよろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関して、担当の谷岡委員より補足説明がありましたらお願いします。

1番 谷岡委員 私の家の近くで、私が小さい頃から畑として使っていた記憶はないです。以前から山林化しており、事務局の説明のとおりです。

議長

以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

・・無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

議案第1号 非農地証明の審議、申請番号14についてをお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、非農地証明書を発行することと します。

事務局(上田)

続きまして、**申請番号15について**ご説明します。先ほど現地確認を行いました。(議案書に沿って説明)

3~4ページをご覧下さい。所有者は記載のとおりで、亡・母と申請人が半分ずつ所有しています。申請人には他に2人の兄弟がいますが承諾書をもらっています。申請地は記載のとおりです。地目は畑です。亡き父がいた20年前より耕作はしてなく、山林化していましたが、平成9年頃に木を切り、現在は木の株が多少残りでこぼこになっています。今後農地として利用する予定はないとのことです。

ご審議をよろしくお願いします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。全員が現地を見ていますのでそれぞれ意見をお願いします。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

3番 横山委員 非農地基準があって、あくまで現地の状況で判断すると思いますがどうですか。

事務局(上田)

そうですね、現状です。

各市町村農業委員会として非農地証明基準がありますが、大差はないと思われます。本市の基準では「耕作不適当など、やむを得ない事情によって十五年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地」と規定されています。

3番 横山委員 そうであれば、たいていの皆さんがこの状態では非農地ではないと思っているかと思います。しかし例えば先の申請番号14についても、今、木を切れば同じ事ではないかと思う。ここも木を切る前だと非農地と言える。将来の事も考えたら、周りも農地ではなくここだけが畑である。

きれいにしたら非農地ではなくて、放っておいたら非農地になる。何か 矛盾がある。これから先この土地は農地として使わない。将来は住宅地 にする計画もあると聞いた。よそから帰った人が住むとかで、人口増に もつながる。総合的に考えたらどうか。

1番 谷岡委員

以前勤務していた「足摺テルメ」の時も、ここは畑として使ってなかった。16,17年前までは畑は作ってなかった。将来的にも耕作する予定はない。横に水道の施設があるが、その施設を造った後くらいに整地したのではないか。しかし、現状の判断としてはどうなのか。横山委員の言われたように、あんな小さな畑を農地として残しておくのか、皆さんに考えて欲しい。担当委員からの意見です。

12番 中山委員

確かに現状を見たらなかなか非農地とは言えない。現状での判断とするか、その前後を踏まえた判断とするか。周りは全部農地でない。隣も畑なら耕作する可能性もある。将来のことも考えるか。判断の仕方が変わってくる。

5番 宮上委員

3ページの写真は山林になっているが、いつの写真か?

事務局(上田)

平成9年頃です。それ以降に当該土地周辺はきれいになっています。

議長

現地を見たら非農地とは言えない。そうすれば一部の畑が残る。将来の事を我々がとやかく言うことはないですが、農業委員会の役目はいかにして農地を守るかと言うことです。しかし、現実問題として大岐のラッキョを植えている隣の畑が山林化して、ラッキョ畑の半分が日陰になっている。葉も落ちる。つまり農地が山林化すると隣が迷惑することがある。そこら辺も考える必要もあるのかなと個人的には思います。

10番 岡﨑委員

確かに横山委員の言ったユンボでも持ってきて整地すれば農地のように見せることもできる。これからはこんな事案が出てくると思う。現状か、今後のことも加味するかというのが今議論になっている。私としたら今回の事案は、周りが農地でなく将来も畑として利用しない、このまま農地としておくとまた山林化してしまうので、非農地として認めないなら、後々迷惑すると思います。

9番 弘田委員

あそこへ住宅を建てるとの話があった。そこらへんも加味する必要があるのではないか。畑とするならまた荒れる。家を建てた近くが山林化していたら迷惑する。

3番 横山委員

1年放っておいたら非農地証明がすんなり出せそう。そこらへんが矛盾する。そこも考える必要がある。

12番 中山委員

確かに判断に迷う。だから自分たちの基準をどこに持って行くか。現状か、将来的なことも加味するか。申請人は将来も耕作しない、また周辺が農地でないので農地として買う人もいない。岡﨑委員の言うように農地として将来展望が開けていると農地とするでいいと思う。だからその判断の方向性を決めたらどうか。

3番 横山委員

ただそこだけ見て山林化がいまいちやから非農地にできんではなく、 これからの農業委員会は総合的に判断する必要性が求められるのではな いか。

議長

私も周りが非農地でぽつんと農地が残ればどうかなと思います。そこが大事でしょう。

12番 中山委員

みんなも判断に迷うと思う。だからここだけの事ではなく、本市の農業委員会としての非農地判断の方向性を決めたらどうかと思う。

事務局(上田)

先ほども申しましたように、各市町村ごとに大差はない非農地基準があります。個人的にはこれまでどおり個々の案件で判断し、それが事例となるのでそれでいいのかなと思います。

12番 中山委員

やっぱり全体の方向性を決めておくことが必要と思います。現況か、 周辺の状況・将来も加味するか、どちらかで方向性を決めたらいい。

11番 池委員

現況でとの決まりやから難しいのやないか。

9番 弘田委員

今日の所は大きな木の切り株が残っていた。

7番 橘委員

法的には今回は非農地は難しい。これまでは事例事例ごとに判断して きた。今回は特別に非農地とするのか。

12番 中山委員

そこを決める必要がある。これまでのようにケースバイケースで行くのか、方向性を示すのかを。以前町中で周りが宅地で、一隅畑があり非 農地申請を却下した経過もあるので、方向性を決めておいた方がいい。 議長

この提案は将来に向けての大事な議論であると思います。

10番 岡﨑委員 今の中山委員の事例は畑を作っていて、やめて何かに使うとの事なので、今回の事案はずっと耕作していなかったので違う。

6番 山本委員 今回の場所の将来的な宅地開発は可能なのか?

事務局(上田)

この9月議会でこの周辺の一部を市道とする議案が通っています。水 道も引くらしいので宅地として整備するようです。

議長

色々意見が出ましたが、非農地について、これまでどおりケースバイケースで判断するのか、現状に加え周辺の状況・将来の利用状況などをを加味して判断するのか、採決で決めたいと思います。

「非農地について、現状に加え周辺の状況、将来の利用状況などを加味して判断すること」に賛成の方は挙手願います。

挙手多数であります。

よって「非農地について、現状に加え周辺の状況、将来の利用状況などを加味して判断すること」とします。

議長

それでは、このケースについてを判断します。

10番 田邊委員 私は、非農地とは判断しない。

8番 上野委員 自分も木を切るまでに申請したらと思いました。そこら辺はある程度分かっていたと思われる。

議長

他、申請番号15の非農地証明につきまして何かありませんか。 ・・無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

議案第1号 非農地証明の審議について、申請番号15をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数であります。よって本件は、非農地証明書を発行することと します。

次に議案第2号 その他の件について です。

①の次回開催日についてです。

11月定例総会の開催日については

日 時:11月2日(木曜日) 午前10時から

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

よろしいでしょうか。

~異議なしの声~

事務局(上田)

新農業委員会体制につきまして、先月に続き農業委員さんのご意見をお伺い したいと思います。(資料により説明)

今回の改正点の大きな所は農業委員に加え最適化推進委員を置き、現場活動を行うことが義務化され、する事が増えると言うことです。何をするかと言えば①地域の農業者等の話し合いを推進②農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進③遊休農地の発生防止・解消を推進です。

農業委員はこれまでどおり、3条、4条5条等の審議をして頂く。委員定数の過半数は認定農業者。農業委員には議決権があり推進委員には 議決権がありません。ですが両者は連携して活動して頂きます。

先月、担当地区割りについて他の(案)はないかとのことでしたが、 事務局で検討した結果、前回の案でいきたいと考えます。農業委員は地 区割りで募集はできません。推進委員はできます。

次に資料の裏をご覧下さい。(①~④の説明)

以上で説明を終わりますが、現農業委員さんが新体制で農業委員・推進員になる場合があると思われます。何かいいご意見をお聞かせ下さい。

議長

質問・意見等はございませんか。

1番 谷岡委員

推進委員の仕事の内容についてですが、これまで視察に行きましたが 推進委員は担当地区の農地を全て把握している人がなっている。という ことは月の内で半数ぐらいは農地に入る必要があり、かなり忙しい業務 になるとの認識を持ちました。だからそこらへんの説明をお願いします。

事務局(上田)

確かに推進委員さんが重要なポイントになってきますので、担当地区 を全て把握していくことは必要ですが、実際問題として仕事を持ちなが ら、なかなかできないのではないかと思っています。また他市町村の推 進委員の応募状況を聞きますと、なかなか集まらないということも聞いておりますので柔軟な対応で行きたいと考えています。

そして、募集の際には当然、推進委員さんが現場で動きますので農業 委員さんより推進委員さんが農地を知っている方になって頂きたいと考 えています。

事務局長

確かに谷岡委員の言われた農地を全て把握しているのが推進委員であります。例えば新規就農者が来た時にどこに農地があるか、また遊休農地を再利用する際に担当地区にどのような農地があるかの把握。

先ほど上田が言いましたが、初めからそれを求めるものではありませんが、ゆくゆくは担当地区の農地を守るためにこれからどうしていくかとの計画作成等に加わって頂く必要がありますので、毎日歩けではありませんが、義務は生じて来ると思われます。

例えばこれまでは非農地を見るだけだったのが、これからはそこをどうしていくか、清水の農地をいかに守るかとの視点を持って頂く必要があります。ゆえに農地の把握は大事なことになります。

それと地区割り人数にはまだ流動的なことがありますので、案であって決定ではありません。農業委員さんに意見を聞いた上で市長と協議し議会に諮ります。

7番 橘委員

裏の④で、現地調査案件は推進委員と事務局とで行くとなっていますが、農業委員は行かない。

事務局(上田)

そのように考えていますが、どうでしょうか。

12番 中山委員

議決をするのは農業委員なので、3者で行けばいいのではないか。現 地を見てないと判断ができない。

議長

確かに現地を見てみないと分からないことがある。

事務局(上田)

了解しました。事務局で再度検討します。

12番 中山委員

推進委員の委嘱は誰がする。

事務局(上田)

農業委員会です。

事務局長

ただ農業委員も推進委員も一緒に公募します。実際問題として他市町 村の例では、なかなか応募がないとのことです。

12番 中山委員

農業委員は認定農業者が3人は必要になる。早めに募集をかけないと いけない。

10番 岡﨑委員 手を挙げる人がいないかもしれない。

議長

他に新農業委員会の件でありませんか。なければ事務局。

事務局(上

濱田係長が接客中ですので代わりに説明します。

田)

「もち米」の件ですが、精米したら量が少なくなり、参加者配布・福祉 事務所に販売したら残りが30*よくらいになります。産業祭での販売は 難しいと思います。

議長

ないのであればしかたがないと思います。産業祭の出品は取りやめで とのことですね。福祉事務所・私が買う分・残りの30キロをどこかに 売っての収益は、義捐金として寄付をお願いしたい。また、その農業委 員会の活動を広報なりに載せて周知はお願いします。

事務局(上 田)

農業委員会活動として、田植えから始まり稲刈り、販売、義捐金の件 は市民に周知はします。

他に、その他の件で何かございませんか。 ・・無いようですので、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本 日の会議はこれをもって閉会とします。